

掲載内容

序章

概要

第1章 総則

概要

- 第1条(目的)
- 第2条(定義)

第2章 建設業の許可

概要

第1節 通則

- 第3条(建設業の許可)
- 第3条の2(許可の条件)
- 第4条(附帯工事)

第2節 一般建設業の許可

- 第5条(許可の申請)
- 第6条(許可申請書の添付書類)
- 第7条(許可の基準)
- 第8条(許可の基準)
- 第9条(許可換えの場合における従前の許可の効力)
- 第10条(登録免許税及び許可手数料)
- 第11条(変更等の届出)
- 第12条(廃業等の届出)
- 第13条(提出書類の閲覧)
- 第14条(国土交通省令への委任)

第3節 特定建設業の許可

- 第15条(許可の基準)
- 第16条(下請契約の締結の制限)
- 第17条(準用規定)

第3章 建設工事の請負契約

概要

第1節 通則

- 第18条(建設工事の請負契約の原則)
- 第19条(建設工事の請負契約の内容)
- 第19条の2(現場代理人の選任等に関する通知)
- 第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)
- 第19条の4(不当な使用資材等の購入強制の禁止)
- 第19条の5(発注者に対する勧告)
- 第20条(建設工事の見積り等)
- 第21条(契約の保証)
- 第22条(一括下請負の禁止)
- 第23条(下請負人の変更請求)
- 第23条の2(工事監理に関する報告)
- 第24条(請負契約とみなす場合)

第2節 元請負人の義務

- 第24条の2(下請負人の意見の聴取)
- 第24条の3(下請代金の支払)
- 第24条の4(検査及び引渡し)
- 第24条の5(特定建設業者の下請代金の支払期日等)
- 第24条の6(下請負人に対する特定建設業者の指導等)
- 第24条の7(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第3章の2 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

概要

- 第25条(建設工事紛争審査会の設置)
- 第25条の2(審査会の組織)
- 第25条の3(委員の任期等)
- 第25条の4(委員の欠格事項)
- 第25条の5(委員の解任)
- 第25条の6(会議及び議決)
- 第25条の7(特別委員)
- 第25条の8(都道府県審査会の委員等の一般職に属する地方公務員たる性質)

- 第25条の9(管轄)
- 第25条の10(紛争処理の申請)
- 第25条の11(あっせん又は調停の開始)
- 第25条の12(あっせん)
- 第25条の13(調停)
- 第25条の14(あっせん又は調停をしない場合)
- 第25条の15(あっせん又は調停の打ち切り)
- 第25条の16(時効の中断)
- 第25条の17(訴訟手続の中止)
- 第25条の18(仲裁の開始)
- 第25条の19(仲裁)
- 第25条の20(文書及び物件の提出)
- 第25条の21(立入検査)
- 第25条の22(調停又は仲裁の手続の非公開)
- 第25条の23(紛争処理の手続に要する費用)
- 第25条の24(申請手数料)
- 第25条の25(紛争処理状況の報告)
- 第25条の26(政令への委任)

第4章 施工技術の確保

概要

- 第25条の27(施工技術の確保)
- 第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等)
- 第26条の2(主任技術者及び監理技術者の設置等)
- 第26条の3(主任技術者及び監理技術者の職務等)
- 第26条の4(登録)
- 第26条の5(欠格条項)
- 第26条の6(登録の要件等)
- 第26条の7(登録の更新)
- 第26条の8(講習の実施に係る義務)
- 第26条の9(登録事項の変更の届出)
- 第26条の10(講習規程)
- 第26条の11(業務の休廃止)
- 第26条の12(財務諸表等の備付け及び閲覧等)
- 第26条の13(適合命令)
- 第26条の14(改善命令)
- 第26条の15(登録の取消し等)
- 第26条の16(帳簿の記載)
- 第26条の17(国土交通大臣による講習の実施)
- 第26条の18(手数料)
- 第26条の19(報告の徴収)
- 第26条の20(立入検査)
- 第26条の21(公示)
- 第27条(技術検定)
- 第27条の2(指定試験機関の指定)
- 第27条の3(指定の基準)
- 第27条の4(指定の公示等)
- 第27条の5(役員を選任及び解任)
- 第27条の6(試験委員)
- 第27条の7(秘密保持義務等)
- 第27条の8(試験事務規程)
- 第27条の9(事業計画等)
- 第27条の10(帳簿の備付け等)
- 第27条の11(監督命令)
- 第27条の12(報告及び検査)
- 第27条の13(試験事務の休廃止)
- 第27条の14(指定の取消し等)
- 第27条の15(国土交通大臣による試験事務の実施)
- 第27条の16(手数料)
- 第27条の17(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)
- 第27条の18(監理技術者資格者証の交付)
- 第27条の19(指定資格者証交付機関)
- 第27条の20(事業計画等)
- 第27条の21(手数料)
- 第27条の22(国土交通省令への委任)

第4章の2 建設業者の経営に関する事項の審査等

概要

- 第27条の23(経営事項審査)
- 第27条の24(経営状況分析)
- 第27条の25(経営状況分析の結果の通知)
- 第27条の26(経営規模等評価)

- 第27条の27(経営規模等評価の結果の通知)
- 第27条の28(再審査の申立)
- 第27条の29(総合評価値の通知)
- 第27条の30(手数料)
- 第27条の31(登録)
- 第27条の32(準用規定)
- 第27条の33(経営状況分析の義務)
- 第27条の34(秘密保持義務)
- 第27条の35(国土交通大臣又は都道府県知事による経営状況分析の実施)
- 第27条の36(国土交通省令への委任)

第4章の3 建設業者団体

概要

- 第27条の37(届出)
- 第27条の38(報告等)

第5章 監督

概要

- 第28条(指示及び営業の停止)
- 第29条(許可の取消し)
- 第29条の2(許可の取消し)
- 第29条の3(許可の取消し等の場合における建設工事の措置)
- 第29条の4(営業の禁止)
- 第29条の5(監督処分等の公告等)
- 第30条(不正事実の申告)
- 第31条(報告及び検査)
- 第32条(参考人の意見聴取)

第6章 中央建設業審議会等

概要

- 第34条(中央建設業審議会の設置等)
- 第35条(中央建設業審議会の組織)
- 第36条(準用規定)
- 第37条(専門委員)
- 第38条(中央建設業審議会の会長)
- 第39条(政令への委任)
- 第39条の2(都道府県建設業審議会)
- 第39条の3(社会資本整備審議会の調査審議等)

第7章 雑則

概要

- 第39条の4(電子計算機による処理に係る手続の特例等)
- 第40条(標識の掲示)
- 第40条の2(表示の制限)
- 第40条の3(帳簿の備付け等)
- 第41条(建設業を営む者及び建設業者団体に對する指導、助言及び勧告)
- 第42条(公正取引委員会への措置請求等)
- 第42条の2(公正取引委員会への措置請求等)
- 第43条(都道府県の費用負担)
- 第44条(参考人の費用請求権)
- 第44条の2(経過措置)
- 第44条の3(権限の委任)
- 第44条の4(都道府県知事の経由)
- 第44条の5(事務の区分)

第8章 罰則

概要

- 第45条～第55条(罰則)

附則

参考資料

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

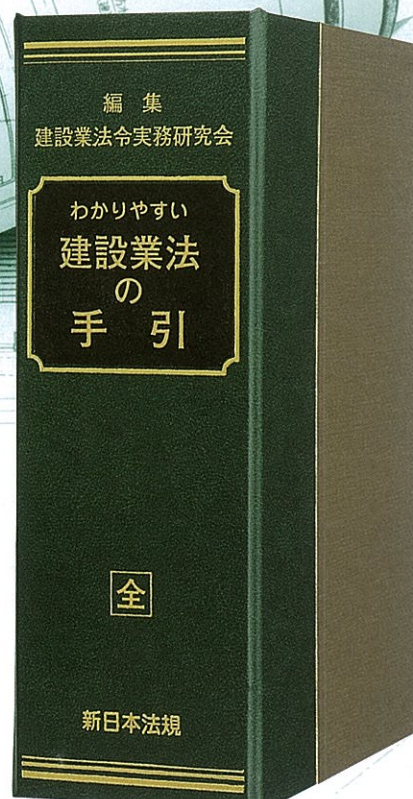
変革期に対応するために——
法律理解に最も適した逐条解説書！

わかりやすい

建設業法の手引

編集 建設業法令実務研究会

代表 山口 康夫 (建設調査会理事長・国士舘大学法学部教授)



◆わかりやすいコンメンタール!
「建設業法」の条文ごとに、その趣旨や解釈のポイントについて、政省令・告示・通知等の内容を織り込んで詳しく解説しています。

◆実務に即した内容!
具体的な疑問に答えるQ&A方式の「ケーススタディ」や参考判例、業務に関連する書式、約款等の資料を豊富に掲げています。

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,550頁
定価12,100円(本体11,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



§ 19 建設工事の請負契約の内容

第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 七 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認する方法並びに引渡しの時期
- 十一 工事完成後における請負代金の支払の時期
- 十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する内容
- 十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行、違約金その他の損害金

★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

§ 24の3 下請代金の支払

第24条の3 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払しなければならない。

2 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

趣旨

この条は、①元請負人が注文者から請負代金の支払を受けたときにおける、下請負人に対する下請代金の支払額・時期に関する規定、および、②元請負人が注文者から前払金を受けたときにおける、下請負人に対し工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をする義務を定めています。

元請負人はその経済事情によって、注文者から支払われた工事代金を下請代金の支払にあてずに、流用するなどして、下請負人の経済状況を悪化させることがあります。建設工事における下請代金の支払は、これまで大きな問題となっていました。そこで、法24条の規定の他に、下請代金の支払方法について、「下請負人の保護について」（昭49・5・17建計建発153）、「下請代金支払条件の適正化について」（昭49・12・7建計建発382）などの通達がたびたび、平成19年6月には、「建設業法令遵守ガイドラインについて—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」が策定・公表されています（平成20年9月18日に）



ポイント

1 次に掲げる事項を書面に記載

(1) 書面に記載すべき事項

書面に記載すべき事項は、本条にあげられた14項目です。とくに「①工事内容」については、下請負人の責任施工範囲、施工条件等が具体的に記載されている必要がありますので、〇〇工事一式といった曖昧な記載は避けるべきです。また、これらの事項は単に書面に記載されていればよいということではなく、その内容も、前条に従い、対等な立場における合意に基づいた公正なものでなければなりません。

14項目の事項の中には、工事の性格によっては必ずしも決めておく必要のないものもありますから、そのような項目については記載がなくても問題はありません。ただ、下請契約においては、下請代金の支払条件の適正化のために、本条の全項を記載すべきこと等の指導がなされています（後掲「注文書及び請書による契約の締結について」（平12・6・29建建発132）参照）。

なお、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）13は、再資源化に関する費用等を契約書面に明示することを義務付けていますので意が必要です。

ています。この条は、このような不当な取引を排除して下請代金間前記のような元請負人の下請負代金の支払について規定し

ポイント

1 請負代金の出来形部分に対する支払

本条1項は、元請負人が請負代金の出来形部分における支払を受けたときは、その支払の対象となつて、一定の下請代金を1か月以内で、かつ、べきことを、元請負人に義務付けています。

民法の請負契約の規定では、請負代金は仕事のため、報酬の支払時期は、仕事の目的物引渡時これは任意規定で、契約で、これと異なる内容では、前金払、部分払つまり出来形部分に応じた「出来高部分払方式の実施について」（平18・4）。「請負代金の出来形部分に対する支払」と

2 工事完成後における支払

「工事完成後における支払」とは、いわゆる報酬の支払時期を竣工時とするものと一般の請負契約では、前金払、出来高払を除いて

3 元請負人が支払を受けた金額

元請負人が注文者から、その施工した金額を基準として1のように請

4 下請負人が施工した出来形

支払の対象となつた工事を複数の下

6 適切な配慮をしなければならない

本条2項は、元請負人が前払金の支払を受け、工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよ資金が必要です。そこで、下請負人の保護・育成がことが求められるため、本項が設けられています。しかし、元請負人の受ける前払金の内容及び着工準り異なります。前払金に対する担保手段も確立してら、本項は、「適切な配慮をしなければならない」とし

罰則

元請負人が本条1項の規定条に違反していると認められ長官から、公正取引委員会に、独占禁止法の「建設業の下請

47・4・1事務局長通達4）では違反して1か月以内に代金の引委員会から勧告、排除命令

前記①から③のケースは、それがあ

下請代金については、元請負適正に支払われなければならない(1) 正当な理由がない長期支払係工事期間にわたり保留金として下請又は同法第24条の5に違反する。元請負人が特定建設業者か一般建設4,000万円未満かを問わず、元請負人は時期に行うことが望ましい。

参考通知

◆下請契約及び下請代金支払

2. 前払金について
前払金を受領した場合には、必要な費用を前払金として適正に特に、公共工事においては、

参考判例

○建設工事請負契約における工事完成保証人の務を承継して工事を完成させた場合といたと下請代金債務を承継することはない。建設業に支払うべき旨を定めているにすぎず、下請表請人との間において、下請代金支払義務が

新日本法規出版株式会社

本社 総務部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.11)588-1⑧